

製造物責任法について

弁護士 岩永隆之

第1 総論

1 民法上の制度について

製造者

不法行為責任(民709)

販売者

消費者

債務不履行責任(民415)

瑕疵担保責任(民570)

救済の困難さ

- ・ 対販売業者→①自ら製造しているわけではないので商品の欠陥についてまで過失責任を追及するのは困難
- ②零細業者も多く資力の問題あり
- ・ 対製造者→立証の問題(製造業者の過失まで証明する必要あり)

※過失とは？

欠陥について、予見可能性、回避可能性があったこと

2 製造物責任法(PL法)

製品の欠陥によって生命、身体または財産に損害を被ったことを証明すれば、被害者は製造業者に対して損害の賠償を請求することができる。

製造業者の過失まで証明する必要はない。

平成7年7月1日以降に、製造業者等が引き渡した物について適用される。

第2 法律の説明

1 製造物責任法を武器にして戦うには？

原告が証明すべき事項は決まっている

- ① 被告が製造業者等であること
- ② 被告が製造等をして引き渡した製造物に欠陥があったこと
- ③ ②により、原告の生命、身体または財産が侵害されたこと
- ④ 損害の発生および金額
- ⑤ ③と④との因果関係

2 要件の意味

①被告が製造業者等であること

Q「製造業者等」とは？(法2条3項)

→・製造、加工業者だけでなく、輸入業者も含まれる(1号)

- ・表示製造業者(2号) ※OEM製品(相手先ブランドで販売される製品)の供給先
- ・実質的製造業者(3号) ※製造元が中小企業で、発売元が大企業などの場合(薬品に多い)
- ・リース業者、レンタル業者、販売業者は当たらない

②被告が製造等をして引き渡した製造物に欠陥があったこと

Q「製造物」とは？

→製造または加工された動産(2条1項)

- ・未加工の農産物などは含まれないが、漬け物などに加工した場合は含まれる(裁判例のシガテラ毒素の事件)
- ・不動産も含まれない
- ・情報自体は動産ではないが、これがCD-ROMなどに組み込まれれば動産に当たる(但し、争いあり)

Q「欠陥」とは？

→当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること(法2条2項)

- ・設計上の欠陥(設計ミス)
- ・製造上の欠陥(作成する過程でのミス)

・指示、警告上の欠陥(危険性を十分に警告しなかったミス)

※ 立法段階では、欠陥の推定規定を設けることが議論されたが、結局、推定規定は設けられず、被害者が過失を証明しなければならない。

③ ②により、原告の生命、身体または財産が侵害されたこと

→拡大損害が対象になる(法3条但し書き)

当該製品のみ欠陥の場合は、民法でカバーできる

④損害の発生および金額

→現実に生じた損害のみ(懲罰的損害賠償は認められていない)

3 被告の防御方法

被告が証明すれば責任を免れる事項は？

①開発危険の抗弁(法4条1項)

→製造物引渡時点の科学、技術に関する知見によっては、欠陥を認識できなかったこと(裁判例のシガテラ毒素の事件) ※最高水準の知見による

②部品・原材料製造業者の抗弁(法4条2項)

→部品等の欠陥が、もっぱら他の業者からの設計指示に従ったことによつて生じた場合で、当該業者に過失がないこと

③時効の抗弁(法5条)

→損害および賠償義務者を知ったときから3年

引渡の時から10年

但し、潜伏期間のある場合は損害発生時から起算

④過失相殺

→被害者の誤使用などであるが、製造業者等において合理的に予見しうる範囲の被害者の誤使用は「過失」とはいえない。

第3 その他

1 損害賠償の履行確保

PL保険

自動車損害賠償保障制度

医薬品副作用被害救済基金

マーク付賠償制度

- ・SGマーク(製品安全協会)
- ・BLマーク((財)ベターリビング)
- ・STマーク((社)日本玩具協会)
- ・SFマーク((社)日本煙火協会)

2 民間紛争処理機関

家電製品PLセンター

財団法人自動車製造物責任相談センター

化学製品PL相談センター など各種

3 公的相談機関

消費生活センター

弁護士会